

子供にタスポ…親ら検挙

未成年の喫煙防止を目的に導入されたたばこ自動販売機用の成人識別カード「taspo(タスポ)」を子どもに貸したり、譲り渡したりして、親らが未成年者喫煙禁止法違反で検挙される例が栃木県内で相次いでいる。

導入翌年の2009年から急増し、今年(10月末現在)ですでに前年の約2倍。子どもの非行を止める立場にある保護者や大人の摘発という深刻な事態に、関係者は「情けない」と嘆く。県警は喫煙した未成年者はもちろん、助長した親や店の取り締まりに力を入れるが、保護者や大人側のモラルが求められている。

◆ 県内の未成年者の喫煙補導件数と未成年者喫煙禁止法違反検挙件数



「コンビニの年齢確認が厳しいからタスポ貸してよ」。宇都宮市の私立高3年の娘(17)からタスポをねだられた母親(47)は、「隠れて吸われるくらいなら」と、自分のタスポを手渡した。娘は喫煙をしたとして補導され、宇都宮東署は7月、母親を未成年者喫煙禁止法違反(親権者の不制止)の疑いで宇都宮区検に書類送検した。

「自分の分も買ってほしいから」と同市に住む母親(40)は県立高3年の娘(17)にタスポを手渡した。また、「職場の先輩にたばこを買いに行くように頼まれた時、不便だからタスポを貸して」と同市に住むとび職の息子(17)からタスポをねだられた那須町に住む母親(47)が自分名義のタスポを作り、息子に手渡す事例もあった。

県警少年課によると、県内では同法違反による親権者やたばこ販売店の摘発件数は06年から08年が0~1件で推移。それが08年7月のタスポ導入後の09年は19件で、今年も10月末現在で計25件に上った。このうち、親権者の摘発件数は昨年(10件)から倍増となる19件で、76%を占めた。

捜査関係者は「未成年者の喫煙を防止するためのタスポなのに、一番身近な親が便宜を図っているのは防止につながらない」とあきれ顔だ。

警察庁の統計によると、同法違反による今年上半期の検挙件数は、前年同期比50.3%増の466件で、全国的にも増加している。



たばこ販売業者で構成される県たばこ販売協同組合連合会は、店頭で未成年者の喫煙防止や身分確認徹底などを周知するポスターを張り出したり、未成年者らしき購買者に身分証の提示を求めるよう年齢確認に力を入れている。

一方、日本たばこ産業(JT)宇都宮支店によると、県内のほぼすべての自動販売機は、タスポ対応となっているという。しかし、タスポがあれば「成人」と認識されるため、同支店の下河原清史業務部長は「家庭などでカードを貸与されるなどすると自動販売機では防ぎようがない」と抜け道を指摘する。

県警は少年補導活動の強化や未成年者を対象とした非行防止教室を開催するなど、未成年者に対する喫煙防止策に取り組むが、保護者への対応策は十分ではない。同課の新井泰弘次長は「少年の非行を助長した場合、保護者であっても指導、取り締まりもする。高いモラルを持ってもらいたい」と呼びかけている。(太田晶久、木引美穂)

(2010年12月8日 読売新聞)